

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○家畜伝染病検査の命令（3件）.....（畜産振興課）	9
○農地法第41条第3項の規定に基づく所有権者等を確認できない農地を利用する権利 の設定に関する裁定.....（農地調整課）	12
○土地改良区の役員の住所変更の届出.....（農業施設管理課）	12
○漁港区域に係る海岸保全区域の指定の一部改正.....（漁港漁村課）	12
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	13
○道路の供用の開始.....（維持管理防災課）	13
○土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	14
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	14

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	16
------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	16
○特定調達契約に係る入札の公告.....	17

告 示

北海道告示第169号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

令和2年3月10日

北海道知事 鈴木直道

- 1 牛のヨーネ病（搾乳牛）
 - (1) 実施の目的
牛のヨーネ病の発生予防のため
 - (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

市 町 村 名	令和2年4月1日から同年7月31日まで
赤 平 市	同
三 笠 市	同
千 歳 市	令和2年4月1日から同年6月30日まで
ニ セ コ 町	同
共 和 町	同
岩 内 町	同
新 ひ だ か 町	令和2年6月1日から同年12月18日まで
東 川 町	令和2年4月6日から同年7月17日まで
南 富 良 野 町	同
中 川 町	同
天 塩 町	令和2年8月31日から同年12月25日まで
稚 内 市	令和2年5月1日から同年7月31日まで
網 走 市	令和2年4月1日から同年8月31日まで
紋 別 市	令和2年4月1日から同年12月28日まで
興 部 町	令和2年8月3日から同年11月30日まで
帯 広 市	令和2年6月15日から同年9月18日まで
清 水 町	令和2年4月20日から同年7月10日まで
芽 室 町	令和2年6月1日から同年8月7日まで
大 樹 町	令和2年4月1日から同年5月29日まで
弟 子 屈 町	令和2年8月1日から令和3年3月31日まで
鶴 居 村	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
別 海 町	同
中 標 津 町	同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2 牛のヨーネ病（肉用繁殖牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
赤平市	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
三笠市	令和2年4月1日から同年7月31日まで
新十津川町	同
札幌市	令和2年7月1日から同年8月31日まで
千歳市	令和2年4月1日から同年6月30日まで
ニセコ町	同
共和町	同
岩内町	同
新ひだか町	令和2年6月1日から同年12月18日まで
東川町	令和2年4月6日から同年7月17日まで
南富良野町	同
中川町	同
羽幌町	令和2年5月7日から同年7月3日まで
天塩町	令和2年8月31日から同年12月25日まで
稚内市	令和2年5月1日から同年7月31日まで
網走市	令和2年4月1日から同年8月31日まで
紋別市	令和2年4月1日から同年12月28日まで
興部町	令和2年8月3日から同年11月30日まで
帯広市	令和2年6月15日から同年9月18日まで
豊頃町	令和2年5月18日から同年7月31日まで
弟子屈町	令和2年8月1日から令和3年3月31日まで
鶴居村	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
別海町	同
中標津町	同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

- ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

3 牛のヨーネ病（種雄牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
北広島市	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
松前町	令和2年5月1日から同年6月30日まで
鹿部町	令和2年4月6日から同年6月26日まで
八雲町	同
東川町	同
南富良野町	令和2年4月6日から同年7月17日まで
中川町	同
稚内市	同
稚内市	令和2年6月8日から同年8月7日まで
猿払村	同
浜頓別町	同
中頓別町	同
枝幸町	同
豊富町	同
幌延町	同
北見市	令和2年4月1日から同年7月31日まで
網走市	同
紋別市	同
美幌町	同
津別町	同
斜里町	同
清里町	同
小清水町	同
訓子府町	同
置戸町	同
佐呂間町	同
遠軽町	同
湧別町	同
滝上町	同
興部町	同

西 興 部 村 同
雄 武 町 同
大 空 町 同
弟 子 屈 町 令和2年8月1日から令和3年3月31日まで
鶴 居 村 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

4 腐蛆病

(1) 実施の目的

腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
札 幌 市 令和2年4月1日から同年6月30日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼又は転飼をされている全蜂群

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成28年3月13日26消安第4686号農林水産省消費・安全局長通知）の方法による。

北海道告示第170号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。

令和2年3月10日

北海道知事 鈴木直道

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

北 海 道 一 円 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

ただし、奥尻町、
羽幌町大字天売
及び大字焼尻、
利尻町、利尻富
士町並びに礼文
町を除く。

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定に基づく届出があった牛の死体又は家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣が伝達性海綿状脳症を対象として指定した症状を呈したために同項の規定に基づく届出があった牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第171号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予察のための検査を受けることを命ずる。

令和2年3月10日

北海道知事 鈴木直道

1 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
北 海 道 一 円 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内の鶏、あひる、うずら、七面鳥、だちょう、きじ又はほろほろ鳥（以下「家きん」という。）の農場（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ及びほろほろ鳥につ

いては飼養羽数が100羽以上の農場、だちょうについては飼養羽数が10羽以上の農場に限る。)で飼育される家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの (4) 実施の方法 ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。 イ 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。 2 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。） (1) 実施の目的 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予察のため (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日 <table><tr><td>実施する区域の</td><td>実</td><td>施</td><td>の</td><td>期</td><td>日</td></tr><tr><td>市 町 村 名</td><td colspan="5">（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）</td></tr><tr><td>由 仁 町</td><td colspan="5">令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</td></tr><tr><td>伊 達 市</td><td colspan="5">同</td></tr><tr><td>北 見 市</td><td colspan="5">同</td></tr><tr><td>新 得 町</td><td colspan="5">令和2年6月1日から同年12月18日まで</td></tr><tr><td>清 水 町</td><td colspan="5">令和2年4月1日から同年12月18日まで</td></tr></table> (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏 (4) 実施の方法 ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。 イ 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。	実施する区域の	実	施	の	期	日	市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）					由 仁 町	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで					伊 達 市	同					北 見 市	同					新 得 町	令和2年6月1日から同年12月18日まで					清 水 町	令和2年4月1日から同年12月18日まで					(3) 存続期間 10年 (4) 借賃に相当する補償金の額 1,230,000円 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構 (1) 名称 公益財団法人 北海道農業公社 (2) 代表者氏名 理事長 竹林 孝 (3) 所在地 札幌市中央区北5条西6丁目1番地24 4 補償金の支払の方法 農地を利用する権利の始期までに札幌法務局苫小牧支局に供託する。 5 その他 農地の所有者等は札幌法務局苫小牧支局において、補償金の還付を受けることができる。
実施する区域の	実	施	の	期	日																																						
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）																																										
由 仁 町	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																																										
伊 達 市	同																																										
北 見 市	同																																										
新 得 町	令和2年6月1日から同年12月18日まで																																										
清 水 町	令和2年4月1日から同年12月18日まで																																										
北海道告示第172号 次の農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第3項の規定に基づき公告する。 令和2年3月10日 北海道知事 鈴木直道 1 農地の所在等 <table><tr><td>所在地及び地番</td><td>地目</td><td>面積（平方メートル）</td></tr><tr><td>勇払郡むかわ町豊城87番10</td><td>田</td><td>9,546</td></tr></table> 2 農地を利用する権利の内容等 (1) 内容 利用権 (2) 始期 令和2年3月23日	所在地及び地番	地目	面積（平方メートル）	勇払郡むかわ町豊城87番10	田	9,546	北海道告示第173号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項後段の規定により、深川土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。 令和2年3月10日 <table><tr><td></td><td>北海道知事 鈴木直道</td></tr><tr><td>理事・監事の別</td><td>氏 名 住 所</td></tr><tr><td></td><td>変 更 前 変 更 後</td></tr><tr><td>理 事</td><td>武 田 晃 幸 雨竜郡妹背牛町字妹背牛157番地の9 雨竜郡妹背牛町字妹背牛10269番地</td></tr></table> 北海道告示第174号 昭和40年北海道告示第436号（漁港区域に係る海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。 その関係図面は、北海道水産林務部水産局漁港漁村課及び北海道宗谷総合振興局に備えて縦覧に供する。 令和2年3月10日 <table><tr><td></td><td>北海道知事 鈴木直道</td></tr><tr><td colspan="2">北海道天塩沿岸恵山泊漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。</td></tr><tr><td>市町村名</td><td>海 岸 保 全 区 域</td></tr><tr><td>稚 内 市</td><td>指定の区域</td></tr></table>		北海道知事 鈴木直道	理事・監事の別	氏 名 住 所		変 更 前 変 更 後	理 事	武 田 晃 幸 雨竜郡妹背牛町字妹背牛157番地の9 雨竜郡妹背牛町字妹背牛10269番地		北海道知事 鈴木直道	北海道天塩沿岸恵山泊漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。		市町村名	海 岸 保 全 区 域	稚 内 市	指定の区域																				
所在地及び地番	地目	面積（平方メートル）																																									
勇払郡むかわ町豊城87番10	田	9,546																																									
	北海道知事 鈴木直道																																										
理事・監事の別	氏 名 住 所																																										
	変 更 前 変 更 後																																										
理 事	武 田 晃 幸 雨竜郡妹背牛町字妹背牛157番地の9 雨竜郡妹背牛町字妹背牛10269番地																																										
	北海道知事 鈴木直道																																										
北海道天塩沿岸恵山泊漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。																																											
市町村名	海 岸 保 全 区 域																																										
稚 内 市	指定の区域																																										

1 点の位置

- 基点 1 基点2から201度38分33秒の方向66.302メートルの点
(X座標:161226.315 Y座標:-47337.838)
- 2 稚内市ノシャップ二丁目598番7の西端北側角
(X座標:161164.687 Y座標:-47362.291)
- 3 基点4から199度20分46秒の方向61.846メートルの点
- 4 稚内市ノシャップ三丁目468番1の西角
(X座標:160755.148 Y座標:-47398.593)
- 5 稚内市ノシャップ三丁目561番3の北角
(X座標:160691.421 Y座標:-47418.273)
- 6 基点5から179度25分54秒の方向43.345メートルの点
- 補助点1の1 基点1から104度59分59秒の方向121.979メートルの点
- 2の1 稚内市ノシャップ二丁目2666番の東端北側角
(X座標:161169.959 Y座標:-47381.225)
- 2の2 稚内市ノシャップ二丁目2666番の西端北側角
(X座標:161174.448 Y座標:-47463.226)
- 2の3 補助点1の1から37度27分13秒の方向101.375メートルの点
- 3の1 基点3から105度38分26秒の方向111メートルの点
- 3の2 補助点3の1から20度46分の方向99.5メートルの点
- 6の1 補助点3の2から8度37分42秒の方向72.989メートルの点

2 区 域

恵山泊北地区海岸 基点1、基点2、補助点2の1、補助点2の2、補助点2の3、補助点1の1及び基点1の各点を順次に結んだ線で囲まれた区域

恵山泊南地区海岸 基点3、基点4、基点5、基点6、補助点6の1、補助点3の2、補助点3の1及び基点3の各点を順次に結んだ線で囲まれた区域

北海道告示第175号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年3月10日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字仙鳳趾21の2・21の3・21の32（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第176号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和2年3月10日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林 中川郡豊頃町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、
の所在場所 豊頃町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

北海道知事 鈴木直道
路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 札文島線 札文郡札文町大字香深村字カフカイ8番2地先から 令和2.3.13
同郡札文町大字香深村字カフカイ11番48地先まで

北海道告示第178号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年3月10日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
旭台（〈2〉-1-(3)）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
余市郡仁木町旭台、北町2丁目、西町2丁目、西町4丁目、西町6丁目、余市町豊丘町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
蘭留（4-12-234）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡比布町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東園（4-13-235）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡比布町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山仁の沢川（Ⅱ-43-0040）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡中富良野町字ナエ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
新田中一の沢川（Ⅱ-43-0080）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡中富良野町字エホロカンベツ、字中富良野原野、字中富良野区画外（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
九栗の沢川（Ⅱ-43-0150）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡中富良野町字中富良野、字中富良野原野（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
第一の沢川（Ⅱ-43-0160）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡中富良野町字中富良野、字中富良野原野（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第179号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年3月10日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
余市豊浜町1（Ⅰ-1-288-825）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
余市郡余市町豊浜町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 余市豊浜町2（Ⅰ－1－289－826） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 余市郡余市町豊浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 余市豊浜町3（Ⅰ－1－290－827） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 余市郡余市町豊浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 余市豊浜町4（Ⅰ－1－291－828） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 余市郡余市町豊浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 余市豊浜町6（Ⅰ－1－292－829） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 余市郡余市町豊浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 余市豊浜町8（Ⅰ－1－293－830）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 余市郡余市町豊浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 余市豊浜町5（Ⅱ－1－96－649） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 余市郡余市町豊浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 余市豊浜町7（Ⅱ－1－97－650） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 余市郡余市町豊浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 湯内川右沢川（Ⅱ－13－0250） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 余市郡余市町豊浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 豊小川（Ⅰ－13－0270） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 余市郡余市町豊浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	--

土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 布施の沢川（Ⅱ－43－0050） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡中富良野町字中富良野区画外（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	(2) 1の(3)及び(4) ア氏名 帯広日産自動車株式会社 イ住所 帯広市大通南29丁目2番地 4 落札金額 (1) 22,869円 (2) 26,950円 (3) 72,600円 (4) 36,300円 (5) 321,816円 (6) 22,869円 (7) 107,272円 (8) 22,869円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年1月24日付け北海道十勝総合振興局告示第5号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道十勝総合振興局総務課需品係 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道十勝総合振興局告示第48号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年3月10日 北海道十勝総合振興局長 三井 真 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 入札番号1 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分 (2) 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分 (3) 入札番号3 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 2台分 (4) 入札番号4 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分 (5) 入札番号5 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 12台分 (6) 入札番号6 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分 (7) 入札番号7 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 4台分 (8) 入札番号8 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分 2 落札を決定した日 令和2年2月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)、(2)及び(5)から(8)まで ア氏名 株式会社トヨタレンタリース帯広 イ住所 帯広市東3条南10丁目5番地1	
道教育庁教育局告示	
北海道教育庁釧路教育局告示第17号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年3月10日 北海道教育庁釧路教育局長 川端 雄一 1 資格及び調達をする物品等の種類 令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契約 令和2年3月10日に一般競争入札の公告を行う釧路管内道立	

学校で使用する電力の需給契約

- (2) 資 格 釧路管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格
(以下「資格」という。)

- (3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和2年3月10日（火）から同年4月13日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
- (3) 電 話 番 号 0154-43-9274

北海道教育庁釧路教育局告示第18号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年3月10日

北海道教育庁釧路教育局長 川 端 雄 一

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

釧路管内道立学校で使用する電力

- ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 13校 合計 1,039 kW
- イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 13校 合計 2,425,709 kWh

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契 約 期 間 令和2年7月1日から令和3年6月30日まで

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道教育庁釧路教育局告示第17号に規定する釧路管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局会議室
(送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室)

- (2) 入 札 日 時 令和2年4月21日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月20日（月）午後5時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額）が最低である者を落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 そ の 他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
 入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織
 ア 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
 イ 所 在 地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
 ウ 電 話 番 号 0154-43-9274
- 10 Summary
 A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Kushiro Prefectural School
 a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,039 kW
 b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 2,425,709 kWh
 B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 21, 2020
 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 20, 2020)
 C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1, Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan
 Phone : 0154-43-9274